免責許可決定

平成２１年（フ）第２４１号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字中**孝**坪７番地、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字船場平２番地３
破産者　中村　春夫
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２４２号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字中**孝**坪７番地、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字船場平２番地３
破産者　中村　律子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２６０号
青森県八戸市湊高台２丁目13番13号　イーストハイツＢ―105、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地1252
破産者　廣川　裕子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２６９号
青森県八戸市八太郎３丁目12番21号
破産者　髙橋三津子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２３７３号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1401号
破産者　濵田　洋行
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８７号
福岡県大野城市乙金１丁目17番６号第２コーポ港301号
破産者　濵﨑　文子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第４号
福井県三方上中郡若狭町新道59号６番地１
清算株式会社　オニュー製紙株式会社
清算人　木下　秀三
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０７４号
東京都杉並区清水３丁目29番14号井荻パレス１階
清算株式会社　株式会社キッズパーラー
代表清算人　辻　　敏明
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　本協定に基づく弁済の対象となる債権を特別清算債権といい、その金額は別紙のとおり（平成21年３月31日までに生じた利息・遅延損害金を含む）とする。
第２条　清算株式会社は、特別清算債権を有する債権者（以下「協定債権者」という）のうち、協定債権者株式会社ブルボン（以下「ブルボン」という）及び株式会社ＢＦＥＧ（以下「ＢＦＥＧ」という）を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、財産の換価終了後１ヶ月以内に、各本協定債権者が清算株式会社に対して有する特別清算債権のうち10万円以下の部分を弁済する。
第３条　清算株式会社は、本協定債権者の清算株式会社に対する特別清算債権のうち10万円を超える部分につき、換価財産から第２条に基づく弁済額（861,327円の見込み）を控除した残額について、第２条の弁済後の本協定債権者の有する各特別清算債権額按分による金額を弁済し、当該弁済の際、各本協定債権者の協定債権の総額から第２条及び本条の弁済の合計額を控除した残額につきその債務の免除を受ける。
第４条　ブルボン及びＢＦＥＧは、第２条及び第３条の弁済が完了したとき、清算株式会社に対する協定債権全額につき、その債務を免除する。
第５条　清算人は、第２条及び第３条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価財産から必要な費用を控除した残額を、第２条及び第３条の弁済後の本協定債権者の有する各特別清算債権額按分による金額を弁済する。この場合においては、本協定債権者が第３条の規定により行った残債権の放棄は、新たに行われた弁済額の限度で効力を失う。
第６条　本協定における弁済は、本協定債権者の指定する口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第７条　弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、１円未満の端数を切り捨てる。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２号
兵庫県川西市湯山台２丁目１番地の７
清算株式会社　株式会社ふくや酒店
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社の現在（ただし、平成21年10月29日現在）の資産合計額は、772万0060円であり、今後の支出すべき公租公課は４万1000円、清算事務費用の合計額は３万円である。
2　清算会社は、別紙協定内容一覧の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、前項の資産合計額から前項の今後必要な公租公課や清算事務費用を控除した残額である764万9060円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお、平成21年９月19日以降の利息、遅延損害金等は協定債権から除くものとする。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第２項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
神戸地方裁判所伊丹支部

管財人解任

平成２０年（ミ）第４・５号
東京都豊島区南大塚２丁目45番８号
更生会社　株式会社セラヴィリゾート泉郷
管財人　冨　　道雄を解任する。
平成21年12月10日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２１年（ミ）第３２号
高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社穴吹工務店
代表者代表取締役　朝倉　泰雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後０時
2　主文　株式会社穴吹工務店について更生手続を開始する。
3　管財人　長谷川宅司
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年３月３日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年５月12日から平成22年５月19日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年６月30日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年７月30日まで
東京地方裁判所民事第８部